

Jスクエア家族支援共済制度は
JTB共済組合員とその家族だけが加入できる
JTB共済組合独自の保険制度です。

団体保険の特徴

- 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。)
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。(告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。)

専用webサイトにて
ご自身でお手続きください。

加入内容を変更されない場合も全員、
専用webサイトにて申込意思の確認入
力を行ってください。
専用web サイトからお手続きができ
ない方は、別配の「申込書のご提出にあつ
て」を参照のうえお手続きください。

プランの紹介

遺族保障

ライフサポートプラン (団体定期保険)

死亡・高度障害時に残されたご家族の生活を守る

共済医療保障プラン (団体総合生活補償保険)

ご本人およびご家族の病気やケガによる入院費・手術費に備える

長期所得補償プラン (団体長期障害所得補償保険)

180日を超える長期休職の場合に喪失する所得を補償する

申込締切日

2023年10月23日(月)

Jスクエア 家族支援共済制度

制度内容

加入対象

万一、**死亡**された場合・**所定の高度障害状態**になられた場合に備えて

遺族保障
**ライフサポート
プラン**

遺族保障

本配 人
こ 偶 者
ど も

病気・ケガによる
入院費・手術費に備えて

共済医療保障
プラン

入院補償

本配 人
こ 偶 者
ど も

病気・ケガによる
長期休職に備えて

長期所得補償
プラン

休業補償

本 人

保障額について

- 本人は5,000万円～300万円(100万円刻み)、配偶者は3,000万円～200万円(100万円刻み)、こどもは400万円～100万円(100万円刻み)の保険金ランクがあります。
上記からご希望の保険金額をお選びください。
- 保険金額には加入限度額があります。限度額を超えてのご加入はできませんのでご注意ください。
(「申込書兼告知書」をご提出ください)
年齢55歳6カ月までの方(1968.7.2生以降) ……本人 5,000万円
年齢55歳6カ月超～60歳6カ月までの方
(1963.7.2生～1968.7.1生) ………………本人 3,000万円
年齢60歳6カ月超～65歳6カ月までの方
(1958.7.2生～1963.7.1生) ………………本人 1,000万円
年齢65歳6カ月超～70歳6カ月までの方
(1953.7.2生～1958.7.1生) ………………本人 300万円
※ 保障額と掛金については、7ページ～9ページおよび15ページをご覧ください。
※ 配偶者・こどもの加入限度額については、15ページをご確認ください。
※ 上記加入限度額に該当される方は自動減額のお取扱いがあります。詳細は15ページをご確認ください。

加入期間

在職中
ご退職後
年齢70歳6カ月まで
※ただし、年齢65歳6カ月超の方は継続加入のみとなります。
(年齢は効力発生日現在)

掲載ページ

P5～P10
P15、P16
P21

- 入院給付金(日額)により4パターン(A:10,000円、B:8,000円、C:5,000円、D:3,000円)をご用意しております。
- 共済組合員本人・配偶者はA～D、こどもはC・Dよりご選択いただけます。
- ※ 入院給付金(日額)と掛金については、11・12ページをご覧ください。

在職中
契約始期日時時点で
満65歳まで

P11、P12
P17、P18
P21

- 共済組合員本人のみご加入いただけます。
- 給付金月額5万円・10万円・15万円・20万円(1口・2口・3口・4口)の4パターンよりご選択いただけます。
- 病気・ケガなどによる就業障害を、就業障害発生から180日経過後より職場に復帰するまでの期間、最長60歳まで(精神障害による就業障害の場合は最長2年)補償します。
- ※ 給付金額と掛金については、13・14ページをご覧ください。

在職中
契約始期日時時点で
満59歳まで
※ただし、JTB共済組合員に限ります。

P13、P14
P19、P20
P21

年齢・家族構成による加入例

※以下の保険金額はあくまでも参考値として記載しております。
詳しくは各商品のページにてご確認ください。

※遺族保障ライフサポートプランの年齢は、保険年齢となります。(保険年齢につきましては、9ページをご覧ください。)また、遺族保障ライフサポートプランのこどもの掛金は確定掛金です。

Aさん(23歳女性)の場合

保険種別	加入者	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
遺族保障 ライフサポート プラン	本人	3,000万円	1,490円
	本人	5,000円	700円
共済医療 保障プラン	本人	5,000円	700円
	本人	5万円 (1口)	196円

家族に迷惑をかけないよう、死亡保障や入院補償について準備しておこう。

合計月払掛金**2,386円**
(概算)

Bさん(28歳男性)の場合 配偶者(28歳女性)

保険種別	加入者	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
遺族保障 ライフサポート プラン	本人	5,000万円	3,672円
	配偶者	1,000万円	496円
共済医療 保障プラン	本人	5,000円	880円
	配偶者	3,000円	530円
長期所得 補償プラン	本人	10万円 (2口)	614円

パートナーに対する責任も考えなくてはいけない。長期間仕事ができなかった場合にも備えが必要だ。

合計月払掛金**6,192円**
(概算)

Cさん(35歳男性)の場合 配偶者(31歳女性)・子ども(3歳)

保険種別	加入者	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
遺族保障 ライフサポート プラン	本人	5,000万円	3,672円
	配偶者	1,500万円	745円
	子ども	400万円	302円
共済医療 保障プラン	本人	8,000円	1,670円
	配偶者	5,000円	1,010円
	子ども	3,000円	860円
長期所得 補償プラン	本人	20万円 (4口)	1,584円

万一のとき、子どもが大きくなるまでは妻の負担はできるだけ少なくしてやりたい。

合計月払掛金**9,843円**
(概算)

Dさん(44歳男性)の場合 配偶者(44歳女性)・子ども(17歳)(12歳)

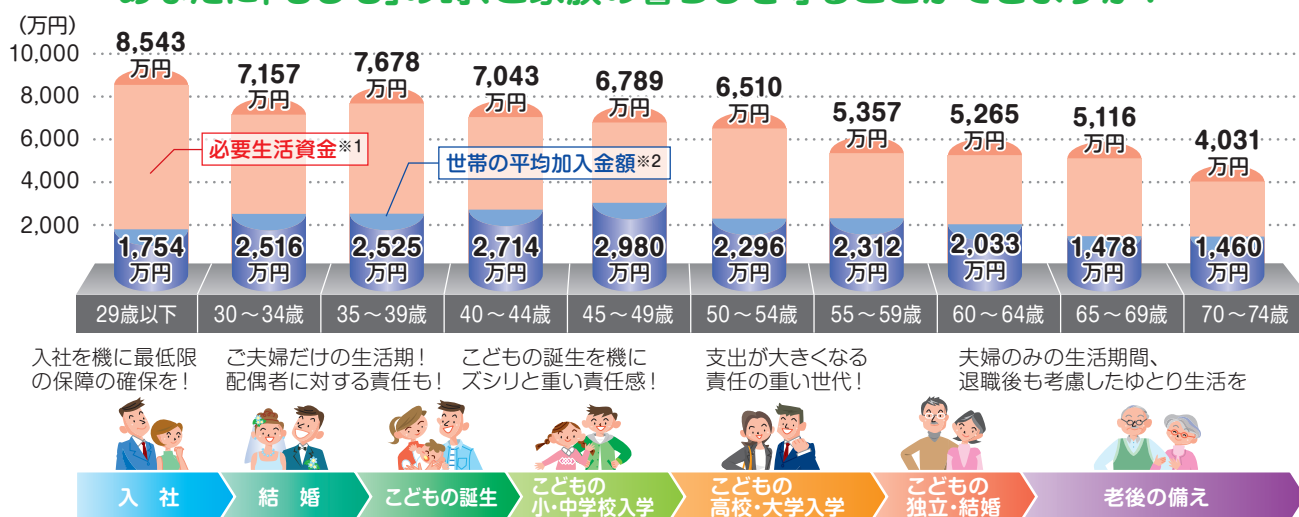
保険種別	加入者	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
遺族保障 ライフサポート プラン	本人	5,000万円	6,102円
	配偶者	1,500万円	1,425円
	子ども	400万円 ×2人	604円
共済医療 保障プラン	本人	10,000円	2,100円
	配偶者	8,000円	1,670円
	子ども	3,000円 ×2人	790円
長期所得 補償プラン	本人	20万円 (4口)	2,272円

まだまだお金もかかるし、そろそろ健康も気になる。しっかり補償(保障)を確保しておこう。

合計月払掛金**14,963円**
(概算)

あなたに「もしも」の時、 ご家族の暮らしを守ることができますか？

あなたに「もしも」の時、ご家族の暮らしを守ることができますか？



入社を機に最低限の保障の確保を！

ご夫婦だけの生活期！
配偶者に対する責任も！

こどもの誕生を機に
ズシリと重い責任感！

支出が大きくなる
責任の重い世代！

夫婦のみの生活期間、
退職後も考慮したゆとり生活を



入社

結婚

こどもの誕生

こどもの小・中学校入学

こどもの高校・大学入学

こどもの独立・結婚

老後の備え

必要生活資金※1と世帯の平均加入金額※2の実態(年代別)

※1 「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

※2 普通死亡保険金を受取れる生命保険に加入している各世帯における、その保障合計金額の平均額です。(全生保)(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

あなたの必要保障額を簡単にシミュレーション

自分に万一のことがあった場合、残されたご家族が経済的に困らないようにするためには、
いったいいくら準備しておけばいいのでしょうか？
そんな疑問に「みらいコンサルタント」がお応えします。
簡単な情報を入力するだけで、必要保障額やあなたにおすすめのプランを
ご覧いただけます。ぜひお試しください。

go! https://www.nissay.co.jp/othersite/mirai_consultant/

「みらいコンサルタント」へLet's go!



遺族保障 ライフサポートプラン

団体定期保険

特長

- 1 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 2 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。)
- 3 剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

過去3年間の配当実績

2020年度*1	2021年度*2	2022年度*3
約47.40%	約30.40%	約42.91%

※上記は年間払込掛金に対する配当金の割合を示しています。

また、過年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保険金支払実績

過去3年間の保険金お支払い状況

2020年度*1	2021年度*2	2022年度*3
9件	16件	9件
6,400万円	1億1,200万円	6,100万円

*1 保険期間:2020年1月1日~2020年12月31日

*2 保険期間:2021年1月1日~2021年12月31日

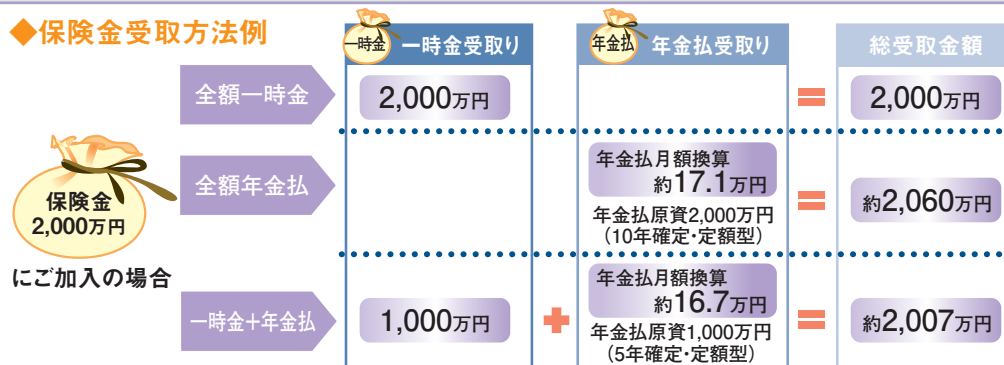
*3 保険期間:2022年1月1日~2022年12月31日

- 4 保険金受取方法は、一時金と年金払を自由な組合せで選択が可能です。
保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金払として受取ることを選択いただくことができます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金払として受取ることを選択いただくことができません。

保険金受取方法

全額一時金	保険金請求時に全額一括で受取りいただけます。
全額年金払	ご遺族が指定された受取期間に応じて、保険金全額を分割して受取りいただけます。
一時金+年金払	保険金の一部を一時金としてお支払いし、残りを分割して受取りいただけます。

◆保険金受取方法例



※上記の年金額は、2023年3月31日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。
実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

「一時金」と「年金払」の必要性

保険金の「一時金」と「年金払」では用途が異なります。

一時金 万一の場合の緊急資金…ローン返済資金・お子さまの入学費など

年金払 月々の生活資金を補完…月々の生活費・お子さまの月々の教育費など

制度内容等の詳細につきましては、15ページ～16ページの「取扱内容」をご確認ください。

- 5 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。ただし、年齢による制限の範囲内となります。
- 6 健康状態等の告知によるお申込み
医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
*告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 7 退職後の保障もカバー
退職後の継続加入ができます。(ただし、退職後の保障には一部条件があります。)
※詳細は、10ページをご覧ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。
・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



保障開始日(効力発生日)と申込締切日
保障開始日(効力発生日):2024年1月1日
申込締切日:2023年10月23日(月)

別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。

お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧ください。申し込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

重要

- 更新日現在、7ページ～8ページに記載の保険金ランク以外にご加入の方は、〔本人5,000万円～300万円、配偶者3,000万円～200万円〕の保険金ランクへ変更ください。(100万円単位でお選びください。)
- 死亡保険金受取人を「ハイグウシャ」と指定されている方は、死亡保険金受取人を個人名へ変更いただく必要がありますので、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。
- 死亡保険金受取人の氏名をカタカナ(個人名)で指定され、かつ、「続柄」に「9」と指定されている方は、正しい続柄コードへ修正いただく必要がありますので、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。
なお、「孫」を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」の所定の欄に「孫」とご記入ください。

保障額と掛金

ご注意 更新日現在、以下の保険金ランク以外にご加入の方は、100万円単位の★保険金額200万円につきましては、配偶者のみ選択が可能です。

男性

(掛金の単位：円)

対象	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払掛金 (概算)						
		保険年齢						
		15歳～35歳 (1988.7.2 生 ～2009.7.1 生)	36歳～40歳 (1983.7.2 生 ～1988.7.1 生)	41歳～45歳 (1978.7.2 生 ～1983.7.1 生)	46歳～50歳 (1973.7.2 生 ～1978.7.1 生)	51歳～55歳 (1968.7.2 生 ～1973.7.1 生)	56歳～60歳 (1963.7.2 生 ～1968.7.1 生)	61歳～65歳 (1958.7.2 生 ～1963.7.1 生)
本人	5,000万円	3,672	4,590	6,102	8,586	12,366		
	4,900万円	3,598	4,498	5,979	8,414	12,118		
	4,800万円	3,525	4,406	5,857	8,242	11,871		
	4,700万円	3,451	4,314	5,735	8,070	11,624		
	4,600万円	3,378	4,222	5,613	7,899	11,376		
	4,500万円	3,304	4,131	5,491	7,727	11,129		
	4,400万円	3,231	4,039	5,369	7,555	10,882		
	4,300万円	3,157	3,947	5,247	7,383	10,634		
	4,200万円	3,084	3,855	5,125	7,212	10,387		
	4,100万円	3,011	3,763	5,003	7,040	10,140		
	4,000万円	2,937	3,672	4,881	6,868	9,892		
	3,900万円	2,864	3,580	4,759	6,697	9,645		
	3,800万円	2,790	3,488	4,637	6,525	9,398		
	3,700万円	2,717	3,396	4,515	6,353	9,150		
	3,600万円	2,643	3,304	4,393	6,181	8,903		
	3,500万円	2,570	3,213	4,271	6,010	8,656		
	3,400万円	2,496	3,121	4,149	5,838	8,408		
	3,300万円	2,423	3,029	4,027	5,666	8,161		
	3,200万円	2,350	2,937	3,905	5,495	7,914		
3,100万円	2,276	2,845	3,783	5,323	7,666			
本人 配偶者	3,000万円	2,203	2,754	3,661	5,151	7,419	10,594	
	2,900万円	2,129	2,662	3,539	4,979	7,172	10,241	
	2,800万円	2,056	2,570	3,417	4,808	6,924	9,888	
	2,700万円	1,982	2,478	3,295	4,636	6,677	9,535	
	2,600万円	1,909	2,386	3,173	4,464	6,430	9,182	
	2,500万円	1,836	2,295	3,051	4,293	6,183	8,829	
	2,400万円	1,762	2,203	2,928	4,121	5,935	8,475	
	2,300万円	1,689	2,111	2,806	3,949	5,688	8,122	
	2,200万円	1,615	2,019	2,684	3,777	5,441	7,769	
	2,100万円	1,542	1,927	2,562	3,606	5,193	7,416	
	2,000万円	1,468	1,836	2,440	3,434	4,946	7,063	
	1,900万円	1,395	1,744	2,318	3,262	4,699	6,710	
	1,800万円	1,321	1,652	2,196	3,090	4,451	6,356	
	1,700万円	1,248	1,560	2,074	2,919	4,204	6,003	
	1,600万円	1,175	1,468	1,952	2,747	3,957	5,650	
	1,500万円	1,101	1,377	1,830	2,575	3,709	5,297	
	1,400万円	1,028	1,285	1,708	2,404	3,462	4,944	
	1,300万円	954	1,193	1,586	2,232	3,215	4,591	
	1,200万円	881	1,101	1,464	2,060	2,967	4,237	
	1,100万円	807	1,009	1,342	1,888	2,720	3,884	
	1,000万円	734	918	1,220	1,717	2,473	3,531	5,378
	900万円	660	826	1,098	1,545	2,225	3,178	4,840
	800万円	587	734	976	1,373	1,978	2,825	4,302
700万円	514	642	854	1,202	1,731	2,472	3,764	
600万円	440	550	732	1,030	1,483	2,118	3,227	
500万円	367	459	610	858	1,236	1,765	2,689	
400万円	293	367	488	686	989	1,412	2,151	
300万円	220	275	366	515	741	1,059	1,613	
★200万円	146	183	244	343	494	706	1,075	

●保険年齢66歳～70歳の方の保障額および掛金につきましては、15ページ【■加入限度額】をご覧ください。

保険金ランク (本人5,000万円～300万円、配偶者3,000万円～200万円)へご変更ください。

女性

(掛金の単位：円)

対象	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払掛金 (概算)						
		保険年齢						
		15歳～35歳 (1988.7.2 生 ～2009.7.1 生)	36歳～40歳 (1983.7.2 生 ～1988.7.1 生)	41歳～45歳 (1978.7.2 生 ～1983.7.1 生)	46歳～50歳 (1973.7.2 生 ～1978.7.1 生)	51歳～55歳 (1968.7.2 生 ～1973.7.1 生)	56歳～60歳 (1963.7.2 生 ～1968.7.1 生)	61歳～65歳 (1958.7.2 生 ～1963.7.1 生)
本人	5,000万円	2,484	3,942	4,752	6,534	8,748		
	4,900万円	2,434	3,863	4,656	6,403	8,573		
	4,800万円	2,384	3,784	4,561	6,272	8,398		
	4,700万円	2,334	3,705	4,466	6,141	8,223		
	4,600万円	2,285	3,626	4,371	6,011	8,048		
	4,500万円	2,235	3,547	4,276	5,880	7,873		
	4,400万円	2,185	3,468	4,181	5,749	7,698		
	4,300万円	2,136	3,390	4,086	5,619	7,523		
	4,200万円	2,086	3,311	3,991	5,488	7,348		
	4,100万円	2,036	3,232	3,896	5,357	7,173		
	4,000万円	1,987	3,153	3,801	5,227	6,998		
	3,900万円	1,937	3,074	3,706	5,096	6,823		
	3,800万円	1,887	2,995	3,611	4,965	6,648		
	3,700万円	1,838	2,917	3,516	4,835	6,473		
	3,600万円	1,788	2,838	3,421	4,704	6,298		
	3,500万円	1,738	2,759	3,326	4,573	6,123		
	3,400万円	1,689	2,680	3,231	4,443	5,948		
	3,300万円	1,639	2,601	3,136	4,312	5,773		
	3,200万円	1,589	2,522	3,041	4,181	5,598		
	3,100万円	1,540	2,444	2,946	4,051	5,423		
配偶者	3,000万円	1,490	2,365	2,851	3,920	5,248	6,577	
	2,900万円	1,440	2,286	2,756	3,789	5,073	6,357	
	2,800万円	1,391	2,207	2,661	3,659	4,898	6,138	
	2,700万円	1,341	2,128	2,566	3,528	4,723	5,919	
	2,600万円	1,291	2,049	2,471	3,397	4,548	5,700	
	2,500万円	1,242	1,971	2,376	3,267	4,374	5,481	
	2,400万円	1,192	1,892	2,280	3,136	4,199	5,261	
	2,300万円	1,142	1,813	2,185	3,005	4,024	5,042	
	2,200万円	1,092	1,734	2,090	2,874	3,849	4,823	
	2,100万円	1,043	1,655	1,995	2,744	3,674	4,604	
	2,000万円	993	1,576	1,900	2,613	3,499	4,384	
	1,900万円	943	1,497	1,805	2,482	3,324	4,165	
	1,800万円	894	1,419	1,710	2,352	3,149	3,946	
	1,700万円	844	1,340	1,615	2,221	2,974	3,727	
	1,600万円	794	1,261	1,520	2,090	2,799	3,507	
	1,500万円	745	1,182	1,425	1,960	2,624	3,288	
	1,400万円	695	1,103	1,330	1,829	2,449	3,069	
	1,300万円	645	1,024	1,235	1,698	2,274	2,850	
	1,200万円	596	946	1,140	1,568	2,099	2,630	
	1,100万円	546	867	1,045	1,437	1,924	2,411	
	1,000万円	496	788	950	1,306	1,749	2,192	2,894
	900万円	447	709	855	1,176	1,574	1,973	2,604
	800万円	397	630	760	1,045	1,399	1,753	2,315
	700万円	347	551	665	914	1,224	1,534	2,026
	600万円	298	473	570	784	1,049	1,315	1,736
	500万円	248	394	475	653	874	1,096	1,447
	400万円	198	315	380	522	699	876	1,157
300万円	149	236	285	392	524	657	868	
★200万円	99	157	190	261	349	438	578	

●保険年齢66歳～70歳の方の保障額および掛金につきましては、15ページ【■加入限度額】をご覧ください。

こども

(掛金の単位:円)

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金(確定)	
		保険年齢	
こども		3歳～22歳 (2001.7.2生 ～2021.7.1生)	
		400万円	302
		300万円	226
		200万円	151
	100万円	75	

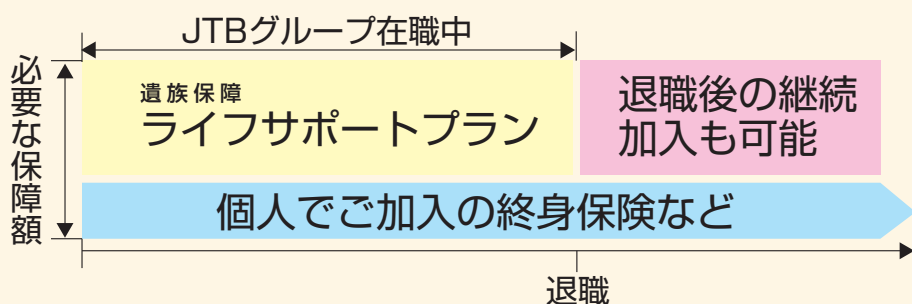
●本人の保険年齢66歳～70歳の方のこどもの保障額は15ページ【■加入限度額】をご覧ください。

- 掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は2024年1月給与から)
- 《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2024年1月1日)から適用します。
なお、掛金は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。
また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、2023年7月18日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 7ページ～9ページ・15ページの掛金には、右記の金額が「制度運営費」として含まれております。:保険料の8%(円未満切捨て)
- 当遺族保障ライフサポートプランにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

退職後継続加入の取扱いについて

退職後も継続加入できます！

- 本人は、年齢満40歳以上の場合、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- 子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。



(※)年齢によって加入できる保険金額に制限があります。15ページの【■加入限度額】をご覧ください。

退職後継続の場合、本人(年齢60歳6カ月以下の方も)・配偶者の加入保険金額の上限は1,000万円です。

また、退職時に加入していた保障額が100万円単位ではない場合、それ以下の100万円単位の保障額に減額していただく必要があります。

*本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

*掛金は、1年ごとに所定の口座から振替えます。(今回は1月9日)

*年齢は保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

遺族保障

ライフサポートプラン 退職等による脱退にともなう個人保険商品のご案内

退職等の事由により遺族保障ライフサポートプランを脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。

ただし、個人保険へのご加入手続き(申込書提出※)を、遺族保障ライフサポートプランの脱退日から1カ月以内に完了することが必要です。

(※)一時払の場合には、保険料のお払込みも必要です。

※終身保険・養老保険・一時払終身保険では、高度障がい保険金はお支払いの対象となりません。

※遺族保障ライフサポートプランに加入されている配偶者さま・お子さまについても、当取扱いの対象となります。

※保険商品ごとに、保険金額・契約年齢の制限がありますので、ご加入になれない場合があります。詳細はお手続き時に裏表紙に記載の団体窓口(東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JT B営業部)までご確認ください。

特長

- JTBグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
(個人で加入されるより掛金が約13.8%割安となります。(団体割引25%、損害率による割増15%適用))
- 傷害補償特約に「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によってケガをした場合にも保険金をお支払いします。
- 疾病補償特約に「特定精神障害補償特約」が自動セットされています。
- 病気・ケガでの日帰り入院から補償します。
- 業務中・業務外にかかわらず補償対象となります。(海外入院も対象)
- 医師の診査は必要なく、簡単な告知だけでご加入いただけます。
- 共済組合員本人だけでなく、配偶者・お子さまもご加入いただけます。
※共済組合員本人がご加入でないときは、配偶者・お子さまもご加入いただけません。
- 保険期間は1年の継続型で、ご継続時満65歳まで継続できます。
ライフプランに合わせて1年ごとに補償内容の見直しができます。
※給付金額を増やす場合は、再度告知が必要となります。
- 疾病については、1回の入院につき180日を限度として給付、支払対象期間は入院を開始した日からその日を含めて1,095日となります。傷害については、1事故につき180日を限度として給付、支払対象期間は事故の発生の日からその日を含めて180日となります。
- 病気やケガで所定の手術を受けた場合、入院中の手術・放射線治療(病気のみ)の場合は入院給付金(日額)の10倍、入院中以外の手術は入院給付金(日額)の5倍を給付します。
- ご退職後(共済組合員脱会も含む)の継続はできませんが、別途プランをご用意しております。
詳しくは、取扱代理店までご照会ください。

給付内容

●入院給付金(入院日額を選択)

本人・配偶者：10,000円・8,000円・
5,000円・3,000円
こども：5,000円・3,000円

*疾病：入院支払限度日数180日・
支払対象期間1,095日・免責期間0日
傷害：入院支払限度日数180日・
支払対象期間180日・免責期間0日

*保険期間は一年の継続型なので、ライフプランにあわせ増額も可能です。(増額の場合は、再度告知が必要となります)

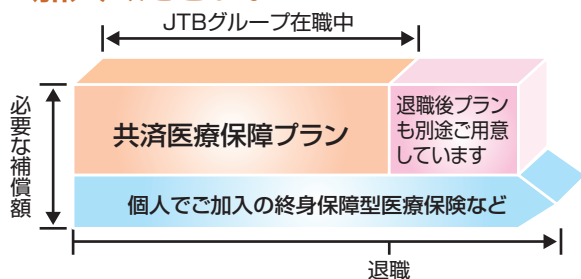
●手術給付金

入院中の手術・放射線治療(病気のみ)：入院給付金
(日額)の10倍

入院中以外の手術：入院給付金(日額)の5倍

*病気・ケガで所定の手術(公的医療保険制度対象手術等)を受けた場合、上記の金額を給付

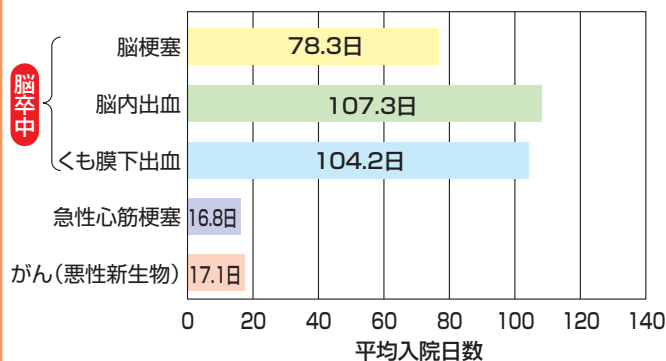
●個人の医療保険と組み合わせ、 ご加入ください。



病気による入院日数データ

◆がん・急性心筋梗塞・脳卒中の 平均入院日数

がん、急性心筋梗塞、脳卒中での
長期の入院は、家計を圧迫する要因と
なってしまう場合があります。



*平成29年
厚生労働省「患者調査 退院患者平均入院日数」

病気・ケガの日帰り入院から補償します。配偶者・お子さまもご加入いただけます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」(P17~18)をご確認ください。

傷害・疾病入院給付金(日額)と月額掛金

- 掛金は男女共通です。
- 現在ご加入の方で、入院給付金額(日額)の変更なしの方は自動継続となりますので、お手続きは不要です。
- 天災危険補償特約・特定精神障害補償特約セット

(掛金の単位:円)

加入タイプ		A	B	C	D
対象	本人・配偶者	○	○	○	○
	こども			○	○
傷害・疾病入院給付金(日額)		10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
傷害・疾病手術給付金		入院中の手術: 入院給付金(日額)の10倍 入院中以外の手術: 入院給付金(日額)の5倍			
疾病放射線治療給付金額		10万円	8万円	5万円	3万円
2024年1月1日時点の満年齢) 男女共通月額掛金	0(生後15日以上)~4歳	2,850	2,270	1,420	860
	5~9歳	1,440	1,140	720	440
	10~14歳	1,340	1,060	670	410
	15~19歳	1,250	990	620	380
	20~24歳	1,410	1,110	700	430
	25~29歳	1,760	1,400	880	530
	30~34歳	2,030	1,620	1,010	620
	35~39歳	2,100	1,670	1,050	640
	40~44歳	2,100	1,670	1,040	630
	45~49歳	2,450	1,950	1,220	740
	50~54歳	3,210	2,560	1,600	970
	55~59歳	4,270	3,400	2,130	1,280
	60~64歳	5,990	4,780	2,990	1,800
65歳	8,200	6,550	4,100	2,470	

※この掛金は、被保険者(本人)が5,000名以上10,000名未満(団体割引25%適用)、損害率による割増15%適用で算出しております。

※損害率による割増引率の変更に伴い、掛金が変わっております。

※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「入院保険金日額」を「入院給付金(日額)」、「手術保険金」を「手術給付金」、「治療保険金」を「治療給付金額」と記載しております。

※このパンフレットは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

※この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の組合員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(JTB共済組合)に交付されます。

<サービスのご案内>

「共済医療保障プラン」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談/面談専門医のご紹介/"がん"粒子線治療のご相談

【健康安心サポート】

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介/在宅検診のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供/認知症TESTER(テスター))
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

長期所得補償プラン

団体長期障害所得補償保険

特長

- 掛金がお手頃
JTBグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
(個人で加入されるより掛金が約34%(団体割引25%、経験損害率による割引12%適用)お得となります。)
※配当金はありません。
- 「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によって被った身体障害による就業障害の場合にも保険金をお支払いします。
- 「精神障害補償特約」がセットされています。躁うつ病等の精神障害による就業障害の場合にも最長で2年間所得を補償します。
- 病気やケガで働けなくなった場合の収入を補償(181日以上長期休職)業務上、業務外を問わず24時間補償します。入院中・在宅療養中も補償します。
- 最長60歳まで補償
月額最高5万円、10万円、15万円、20万円を補償します。
退職後や一部職場復帰後も補償します。
(ただし、所定の要件を満たす必要がございます。詳しくは当パンフレットのP19～20をご覧ください。)
※口数(1口～4口)×5万円×12が年収の40%以内になるように設定してください。
※給付期間は60歳に達した日(*)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については、給付期間を3年とします。(*)60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
※所定の精神障害による就業障害に対する給付期間は、最長2年間となります。

給付金額と月払掛金

- 現在ご加入の方で、給付金額(月額)の変更なしの方は自動継続となりますので、お手続きは不要です。
- 精神障害補償特約(給付期間最長2年)セット
- 天災危険補償特約セット

加入タイプ：G

(掛金の単位：円)

加入口数			1口	2口	3口	4口
給付金額(月額)			5万円	10万円	15万円	20万円
男女別月払掛金(2024年1月1日時点の満年齢です)	15～24歳	男性	300	600	900	1,200
		女性	196	392	588	784
	25～29歳	男性	307	614	921	1,228
		女性	257	514	771	1,028
	30～34歳	男性	330	660	990	1,320
		女性	338	676	1,014	1,352
	35～39歳	男性	396	792	1,188	1,584
		女性	478	956	1,434	1,912
	40～44歳	男性	568	1,136	1,704	2,272
		女性	744	1,488	2,232	2,976
	45～49歳	男性	774	1,548	2,322	3,096
		女性	993	1,986	2,979	3,972
	50～54歳	男性	937	1,874	2,811	3,748
		女性	1,109	2,218	3,327	4,436
	55～59歳	男性	882	1,764	2,646	3,528
		女性	926	1,852	2,778	3,704

※免責期間(補償されない期間)は180日です。

※この掛金は、団体割引25%(被保険者が5,000名以上10,000名未満)・経験損害率による割引12%を適用しております。

ご本人が病気やケガで働けなくなった場合の収入を長期にわたって補償する保険です。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」(P19~20)をご確認ください。

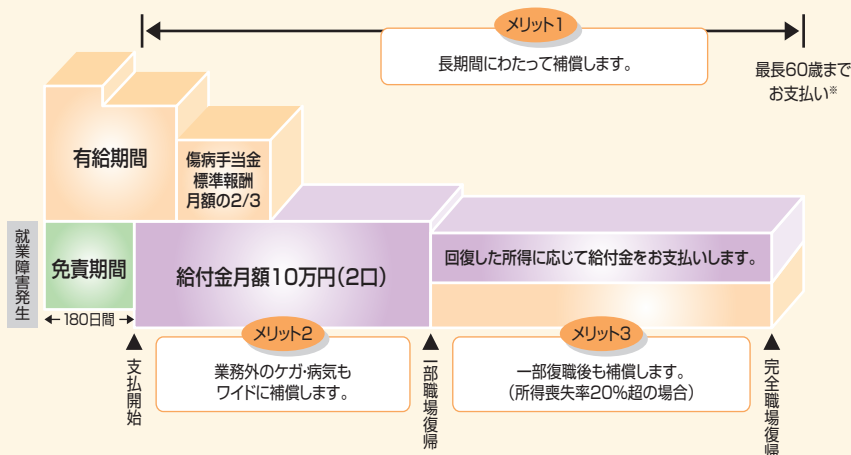
給付イメージ図

就業障害発生から180日経過後より、 最長60歳まで長期にわたり給付金をお支払いします。

【ご加入例】

給付期間：最長60歳まで
免責期間：180日
給付金月額：10万円（2口）

★35歳男性 2口加入の場合（給付金月額10万円）
月払掛金 792円
※給付金月額の設定（下記算式の「引受限度」内で給付金月額を設定してください）
算式：年間の勤労所得額×(1÷12)×40% - 他所得補償保険金額=引受限度額



＜就労支援トータルサービスのご案内＞
長期所得補償プランに加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

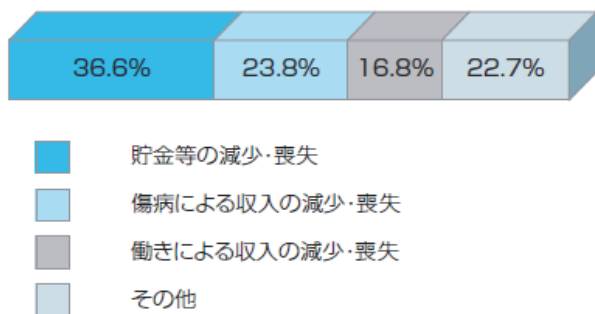
- メンタルご相談（メンタル相談サポート/メンタルITサポート）
- 健康・医療・介護ご相談（健康・医療・介護のご相談/セルフ健康診断サポート/病院情報のご提供）
- 各種手続きご相談（税務・フィナンシャルサポート/公的給付申請サポート/福祉情報のご提供）

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

※精神障害による就業障害につきましては、免責期間終了日の翌日から起算して、最長2年間で給付金をお支払いの限度となります。
※給付期間は60歳に達した日(*)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については、給付期間を3年とします。(*)60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
(例)58歳で就業障害が発生した場合、免責期間(180日)の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たないため、給付期間は3年となります(60歳を超えても給付が続きます)。

病気・ケガによる就業障害データ

■生活保護を受ける理由



【令和2年度 厚生統計要覧】より引受保険会社作成 出典/厚生労働省

生活保護を開始する理由は傷病によるものが大きい

病気やケガにより休職となった場合、収入が減少し、住宅ローンが払えなくなるなど、ご家族が安心して暮らせる環境ではなくなってしまいかねません。

健保組合からの補償等、社会保険による補償はありますが、期間や金額も限られており(傷病手当金の場合1年6か月、標準報酬月額の3分の2)、長期に及んだ場合の不足分は、ご自身で準備しなければなりません。

※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「保険金額(ご契約金額)」を「給付金額」、「てん補期間」を「給付期間」、「保険金」を「給付金」と記載しております。

※このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

※この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の組合員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。団体長期障害所得補償保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(JTB共済組合)に交付されます。

■加入資格

以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

- 《本人》JTB共済組合員の方
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》本人の配偶者の方
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《子ども》本人の扶養する子ども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

この保険契約には、退職後の継続加入制度があります。詳細は10ページをご覧ください。

(ご注意)

- 一旦加入すれば、その後病気になる場合でも、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- 本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

■保険期間

保険期間は保障開始日(効力発生日)～2024年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

■この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

■加入限度額

加入限度額があります。限度額を超えてのご加入はできませんのでご注意ください。

- 本人
 - 55歳6カ月までの方(1968.7.2生以降) ……5,000万円
 - 55歳6カ月超60歳6カ月以下の方(1963.7.2生～1968.7.1生) ……3,000万円
 - 60歳6カ月超65歳6カ月以下の方(1958.7.2生～1963.7.1生) ……1,000万円
 - 65歳6カ月超70歳6カ月以下の方(1953.7.2生～1958.7.1生) ……300万円 月払掛金(概算) 男性:2,381円 女性:1,163円
- 配偶者
 - 更新日時点の本人・配偶者それぞれの年齢によって加入限度額が決まります。更新日時点の本人の年齢が、上記加入限度額となる場合、配偶者の加入保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。
 - ・60歳6カ月までの方(1963.7.2生以降) ……3,000万円
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月以下かつ、配偶者の年齢が60歳6カ月超65歳6カ月以下(1958.7.2生～1963.7.1生)の場合 ……1,000万円
 - ・《本人》の年齢が60歳6カ月超65歳6カ月以下かつ、配偶者の年齢が60歳6カ月以下(1963.7.2生以降)の場合 ……1,000万円
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月超かつ、配偶者の年齢が65歳6カ月以下(1958.7.2生以降)の場合 ……300万円
 - ・《本人》の年齢に関わらず、配偶者の年齢が65歳6カ月超70歳6カ月以下(1953.7.2生～1958.7.1生)の場合 ……200万円 月払掛金(概算) 男性:1,587円 女性:775円
- 子ども
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月超の場合 ……300万円

【ご注意】「自動減額の取扱いについて」

更新日時点で上記加入限度額に該当される方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合でも自動的に制限範囲内の最高保険金額に減額して継続されます。それ以下の保険金額へ変更を希望される方は、必ず「申込書兼告知書」をご提出ください。

掛金については、7ページ～9ページをご覧ください。

■掛金

掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は2024年1月給与から)

■受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

■税務上のお取扱い

【掛金】

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
- 主契約および子ども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
 - ※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 - ※当遺族保障ライフサポートプラン以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当遺族保障ライフサポートプランのみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

【保険金】

- 死亡保険金
 - 《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
 - 《配偶者・子ども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

【年金】

- 年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
- $$\text{課税対象額} = (\text{年金年額} + \text{年金開始後配当金}) - \text{必要経費} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$$

税務の取扱い等については、2023年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

■配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りにされます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

■保険金のお支払事由

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取扱いします。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。(※1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。(※2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

- 1.常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 2.眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
- 3.言語またはしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 4.上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)
- (*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合に限り、(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
- したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
 - 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
 - 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなる

- いた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
- ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
 - ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることと認められること
 - ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■保険金の年金払受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金払として受取ることを選択いただくことができます。
※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金払として受取ることを選択いただくことができません。

年金払の種類	年金払の受取期間	年金払の型	年金払受取り	年金払受取開始日	一括受取請求	年金払受取人が死亡された場合
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択	以下のいずれかを選択	年金払受取人の請求によって年金払受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金払受取人の相続人にお支払いします。
	10年		①年1回受取り	2月1日		
	15年		②年2回受取り (6か月ごと)	5月1日 8月1日		
	20年		③年4回受取り (3か月ごと)	11月1日		

【年金払受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・年金払受取開始日後の配当金の受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。
 - 年金払とともに受取る方法
 - 年金払の買増にあてる方法
 - 利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金払受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

- ・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金払受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
- (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。
- ※第1回年金払年額が30万円未満となる場合は、年金払でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- ※年金払受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金払年額40万円以上での設定が必要となります。

■制度運営および引受保険会社

- 当制度はJTB共済組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(幹事会社)	
第一生命保険株式会社	住友生命保険相互会社
明治安田生命保険相互会社	大樹生命保険株式会社
ソニー生命保険株式会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
アクサ生命保険株式会社	大樹生命保険株式会社
太陽生命保険株式会社	

(2023年4月3日現在)

「障がい」の表記
当パンフレット(遺族保障ライフサポートプラン部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有な用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。

共済医療保障プラン 取扱内容

■加入資格

2024年1月1日において0歳(生後15日)以上のJTB共済組合員ご本人、および配偶者、ごども。
ただし、配偶者、ごどもだけのご加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。
(注)健康状態告知書質問事項の回答内容や申込事項(年齢・他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保険期間(ご契約期間)

2024年1月1日午後4時～2025年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

毎月の給与から控除します。(1月給与から控除開始)

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満65歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<傷害・疾病補償(MS&AD型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。
※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。
(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ <p>※傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p>	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア.乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ.に該当しない「自動車等」を用いて道路上で競技等(※2)をしている間)を除きます) イ.乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ.法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (※1)乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (※2)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保障制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②上記①以外の手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの額は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についての1回手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	

「スクエア」家族支援共済制度

遺族保障

ライフサポートプラン

共済医療保障プラン

長期所得補償プラン

取扱内容

支払対象期間:傷害入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
手術保険金支払対象期間:事故の発生日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

- 1.被保険者が疾病(病気といえます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
※入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
- 2.被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2)次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射線・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4)次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょ期の異常を含みません。 (5)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・拔牙手術または歯・歯肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・美容整形上の手術 ・病気を直接の原因としない不妊手術 ・診断、検査(生検、腹腔くう鏡検査等)のための手術 ・吸引および穿刺などの処置 ・神経ブロック ・抜釘術 ・屈折異常に対する手術 ②先進医療(*)に該当する診療行為(*) (*)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとし、 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。 (*)体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 10月1日 10月10日 10月25日 ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものであるとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。
疾病放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*)放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間:疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

(取扱代理店)東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1
日本橋ダイビルディング8F
TEL:0120-981-756

(引受保険会社)あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL:050-3461-0076 FAX:03-6748-7876

長期所得補償プラン 取扱内容

■加入資格

2024年1月1日において満15歳以上、満59歳以下の告知日時点で正常に勤務されているJTB共済組合員ご本人

(注)健康状態告知書質問事項の回答内容や申込事項(年齢・他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保険期間(ご契約期間)

2024年1月1日午後4時～2025年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

毎月の給与から控除します。(1月給与から控除開始)

■税法上の取扱い

払い込んでいただいた掛金のうち、所定の金額については、税法上の生命

保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■退職時のお取扱い

退職の場合は脱退となります。

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない限り、ご継続時満59歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただきますことがあります。

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下、「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者に交付されます。

普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 1.被保険者(補償の対象となる方)が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 2.被保険者は協定書に規定された方となります。
- 3.保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	<p>てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率(100\%)}$ <p>※お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>※支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>※同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1)新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害※5 など

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>(3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等(保険証券等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99</p> <p>(*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。</p> <p>※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p>

<用語の説明>

【回復所得額】とは
 免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは
 1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは
 保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額}}{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。

【所得】とは
 業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

【所得喪失率】とは
 次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは
 被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。

てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは
 傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは
 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは
 引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは
 保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

【平均月間所得額】とは
 被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含まれません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは
 保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

この保険契約はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と東京海上日動火災保険株式会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

現在のご契約の分担割合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社60%、東京海上日動火災保険株式会社40%ですが、実際に引受を行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容に関しましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせ願います。

(取扱代理店) 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (引受幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課
 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
 日本橋ダイヤビルディング8F TEL: 050-3461-0076 FAX: 03-6748-7876
 TEL: 0120-981-756

【お申込み手続き】

専用webサイトにてご自身でお手続きください。加入内容を変更されない場合も全員、専用webサイトにて申込意思の確認入力を行ってください。専用webサイトからお手続きができない方は、別配の「申込書のご提出にあたって」を参照のうえお手続きください。

●新規に加入される方

専用webサイトからお手続きください。

本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。

●すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合

「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。(専用webサイトでの受取人変更のお取扱いはできません。)

この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

●その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方

専用webサイトからお手続きください。

【個人情報の取扱いに関するJTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ】

●この保険契約は、JTB共済組合(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、「株式会社JTBおよびその子会社」(以下、会社といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。なお、本人連絡先(電話番号)は、団体の事務手続きのために引受保険会社に提出しますが、引受保険会社は使用しません。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

共済医療保障プラン

長期所得補償プラン

【お申込み手続き】

専用webサイトにてご自身でお手続きください。(加入内容を変更されない場合も全員、専用webサイトにてご確認ください。)

●新規に加入される方-その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方

専用webサイトからお手続きください。

専用webサイトでお手続きができない方は、「加入申込票」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご提出ください。

新規加入されない方、内容に変更のない方は、お手続きは必要ありません。

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として専用webサイトより入力もしくは加入申込票に記入していただきます。正しく申告していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

〈JTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ〉

本保険契約に関する個人情報について、JTB共済組合または、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含みます)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含みます)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)より、利用目的が限定されます。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

ご相談窓口等

●募集期間中のお問合せにつきましては、裏表紙に記載の団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じく裏表紙に記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。)

〈団体お問合せ先〉

裏表紙に記載の事務取扱: 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部

〈保険会社お問合せ先〉

遺族保障ライフサポートプラン: 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(931-1654)をお知らせください。

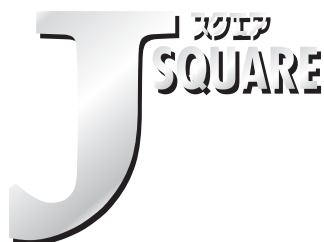
長期所得補償プラン・共済医療保障プラン: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課

TEL 050-3461-0076

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



団体保険コールセンター
(日本生命保険相互会社(幹事会社))

通話料無料 **0120-775-229**

- 受付期間 / 2023年10月2日(月)~2023年10月23日(月)
- 受付時間 / 月曜日~金曜日 9:00~17:00
(祝日を除く。)

※お問合せの際には、団体名「JTB共済組合」をお知らせください。

※保険金請求方法に関しては、以下に記載の「事務取扱：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部」へご確認ください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

事務取扱

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部

北海道・東北・関東・新潟・山梨にお住まいの方 : TEL 0120-981-756

北陸・愛知・三重・岐阜・静岡・長野にお住まいの方 : TEL 0120-314-222

関西・中国四国にお住まいの方 : TEL 0120-860-283

九州・沖縄にお住まいの方 : TEL 0120-721-888

〔営業時間〕 9:30~17:00 〔営業日〕 平日 月曜~金曜

〔ホームページアドレス〕 <https://www.web-tac.co.jp/jtb/>

